

祝 辞

本日ここに、天皇皇后両陛下のご臨席を仰ぎ、歯科技工士法制定ならびに日本歯科技工士会創立五十周年記念大会が挙行されるに当たり、一言お祝いの言葉を申し上げます。

昭和三十年の歯科技工士法制定以来、日本歯科技工士会の関係者の皆様方におかれましては、歯科技工士の資質の向上と良質な歯科医療の発展のため、多大の御尽力をいただいておりますことに、改めて、深く敬意と感謝を表する次第であります。今日、我が国の保健・医療・福祉を取り巻く状況は、医療の高度化、医療の質と安全の重視、少子高齢化などに伴い大きく変化し、また、国民の健康に対する考え方も一段と多様化しております。このような中で、歯科技工士は、義歯等の歯科技工物の作成を通じ、歯科医療の普及と向上に寄与してこられました。本格的な高齢化社会を迎え、今後その役割が一層大きくなりますとともに、国民の期待に適切に応え得る資質の高い人材が更に重要となっております。

文部科学省におきましては、平成六年に改正された歯科技工士法に基づき、これまで聾学校三校、専修学校九校、短期大学二校を歯科技工士学校として指定してまいりましたが、歯科技工士法制定五十周年の記念すべき本年、新たに大学一校を指定いたしました。四年制大学における歯科技工士教育が開始されたことは、資質の高い専門的な人材養成や歯科技工に関する学問の発展の上で、誠に意義深く、大きな期待が寄せられているところであります。文部科学省としても引き続き、大学をはじめ歯科技工士学校における教育の充実に取り組んでまいりたいと考えておりますが、皆様方におかれましても、歯科技工士の今後果たす役割の重要性を踏まえ、歯科技工士の資質の向上のために、一層の御尽力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、日本歯科技工士会の益々の御発展と、御参集の皆様方の御健勝を心より祈念いたしまして、お祝いの言葉とさせていただきます。

平成十七年九月十八日

文部科学大臣 中山 成 彬

(代読 事務次官 結城幸夫)